

安浪議員 1001・1002 作成部局 都市整備局 No.1

## 質問要旨

台風による小田南公園、猪名川公園、西向島公園及び魚つり公園の各野球場、多目的運動広場への被害状況はどのようなものか。また、再開時期はいつ頃か

## 答弁要旨

各公園への台風21号の被害状況につきましては、まず、小田南公園軟式野球場は、バックネットを支える大きな2本の支柱の内1本が倒れています。

次に、猪名川公園軟式野球場は、施設に影響はありませんが、公園内各所で倒木があり、軟式野球場までの園路が確保できておりません。

続いて、西向島公園軟式野球場は、一塁線側のフェンスを支える大きな支柱が途中で折れまがっております。

最後に、魚つり公園につきましては、高潮が公園内に流れ込み、施設全体に流木等のゴミが散乱しております。軟式野球場はセンターからレフト側の外野フェンスが倒れ、多目的運動広場の南及び東面の外周フェンスの一部が傾いております。

(次ページへ続く)

No.2

各施設の再開時期につきましては、猪名川公園軟式野球場は、公園内の倒木処理が済み次第、再開を予定しておりますが、小田南公園、西向島公園及び魚つり公園の軟式野球場並びに多目的運動広場については、施設の被害が大きく、再開の目途は立っておりません。

以 上

安浪議員 1003

作成部局 都市整備局 No.1

質問要旨

いくつぐらい公園の中にグラウンドはあるのか。

答弁要旨

市内の公園の中にあるグラウンドにつきましては、野球場や多目的運動広場といった運動施設の他、フェンスに囲まれたものもグラウンドとすると、その数は、野球場が6箇所、多目的運動広場が2箇所、フェンスに囲まれたものは33箇所で、合計すると41箇所となります。

以上

安浪議員 1004 作成部局 都市整備局 No.1

### 質問要旨

小学生が力一杯、野球やサッカーの試合をできるよう  
に、公園内のグラウンドのネットを高くしていいっては  
どうか。

---

### 答弁要旨

公園内にあるフェンスに囲まれた広場につきましては、  
充分な広さもないことから簡単なボール遊びを想定してフ  
ェンスを設置しているものであります。

野球やサッカーの試合をされる際には、先ほどお答え  
いたしました野球場や多目的運動広場のご利用をお願い  
しているところであります。

以上

＜白畠教育次長答弁＞

安浪議員 1005

作成部局 教育委員会

質問要旨 校内に車を入れるなど、使いやすい学校開放に変える考えはないか。

---

答弁要旨

学校敷地内への車の乗り入れにつきましては、児童・生徒の安全上の観点から、来客や関係業者も含め、通行や誘導に細心の注意を払う前提で必要最小限で認めております。また、教職員につきましても、身体に障害がある場合や業務のため出退勤時間が早朝や深夜になる場合に限って、有料で許可しております。

ご質問の小学校の学校開放に係ります車の乗り入れにつきましても、本市の小学校は、敷地も狭く、駐車場を有していない学校がほとんどであり、かつ放課後の利用とはいえ、こどもクラブや児童ホームも含めた児童の安全及び施設の管理上の課題がありますことから、原則禁止しておりますが、緊急時や用具搬入等、必要やむを得ない場合は乗り入れを許可しております。

以上

安浪議員 2001、2002、2003 作成部局 市民協働局No.1  
質問要旨

①地域の盆踊りは、地域の人が集まる大切な文化であり、その費用や役員の高齢化が理由で止めていいのか。②また、盆踊りが毎年減っていることについて、どのように考えているのか。③何らかの要請があれば、それに応える気持ちはあるのか。

---

答弁要旨

地域で行われている盆踊りは、地域住民の交流をはじめ、住民相互の親睦や連帯意識を高めるなど、地域コミュニティを維持、活性化するうえで、有意義な行事であると考えております。

地域によりましては、お金をかけないで、地域の方々の手作りにより、盆踊りを復活したところもあると聞いておりますが、一方では、ご指摘のように、これまで地域の方々が中心となって企画し、実施されてきた盆踊りが、資金面での問題や役員の高齢化の理由により、やめざるを得なくなつた地域があることについては、残念であると考えております。

(次ページに続く)

No.2

新体制では、こうした状況も踏まえ、職員が地域に出向き、協力者を求めることができないかなど、一緒に課題を考える中で、他の地域における取組事例や、祭りに適用できる助成制度などの情報提供を行うなど、地域活動が継続できるよう支援して参りたいと考えております。

以上

質問要旨

防犯カメラの設置補助事業について、どのように考えているのか。

答弁要旨

防犯カメラ設置補助制度は、地域団体等による地域の実情に応じた防犯カメラの設置を促進し、地域による防犯活動を設備面から支援することにより、地域の見守り力向上を図ることを目的に、平成22年度に県が補助制度を創設し、平成27年度に、市も協調補助として開始したものです。

協調補助を開始して以降、地域からの平均申請件数は約3倍となっており、負担軽減による地域への普及促進に貢献していると考えております。

また、平成28年度からは、地域安全マップの作成も申請要件に加えられ、効果的な防犯カメラ設置個所を地域の目で選定し、その情報を地域内で認識・共有する機会が増えたことから、さらなる地域の見守り力向上に役立っているものと考えております。

以上

質問要旨

防犯カメラの更新やメンテナンス等に活用できる補助制度の構築はできないのか。

答弁要旨

現在のところ、補助制度の活用により設置した防犯カメラの故障や更新についての相談はありませんが、カメラ本体の耐用年数は税法上5年とされ、現在稼働中のカメラの更新等に関する相談が、今後は増加すると予想しているところです。

地域団体が設置する防犯カメラは、地域の見守り力の維持に重要な役割を担っていることから、更新等に係る費用軽減方法などについて、設置補助の主体であります兵庫県の担当部局と課題を共有し、補助制度の今後の在り方について、協議していく必要があると考えております。

以上